

3 工事成績	(1) 熊本県請負工事成績評定要領に定める工事成績（以下「工事成績」という。）の平均が過去2年連続して65点未満である場合は、指名しないこと。 (2) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 (3) 工事成績の平均が過去2年連続して75点以上であること、表彰状又は感謝状を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。
4 当該工事に対する地理的条件	本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。
5 手持工事の状況	工事の手持状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。
6 当該工事施工についての技術的適性	工事入札参加者資格審査格付等級順位一覧表に記載された技術事項等評価点数を活用するとともに、次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。 (1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。 (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。 (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。 (4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。
7 安全管理の状況	(1) 指名停止要領に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。 (2) 県発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。 (3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 (4) 県発注工事について過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。
8 労働福祉の状況	(1) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。 (2) 県発注工事について建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結していないかどうか、又は証紙購入若しくは貼付が不十分かどうかを総合的に勘案すること。 (3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重すること。

別表 3

熊本県委託業務請負契約に係る指名業者選定の運用基準

指名業者選定の注意事項	
1 不誠実な行為の有無	次の事項のいずれかに該当する場合は、指名しないこと。 (1) 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中であること。 (2) 県発注建設コンサルタント業務等に係る請負契約に関し、当該業務に係る秘密保持を怠る等契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。

	(3) 警察本部長から、知事に対し、有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団関係者であること、又は暴力関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることを理由として、公共建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。
2 経営状況	会社更生法に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者で施工能力の確認を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止の事実がある等経営状態が著しく不健全である場合は、指名しないこと。 なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。
3 手持業務の状況	業務の手持状況からみて当該業務を実施する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。
4 当該業務実施についての技術的適性	次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。 (1) 当該業務と同種又は類似業務について相当の実績があること。 (2) 当該業務の遂行に必要な設計、調査等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の類似業務について実績があること。 (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該業務の作業条件と同等と認められる作業条件の業務について実績があること。 (4) 当該業務の作業項目に応じ、必要と認められる有資格職員が確保できると認められること。
5 安全管理の状況	(1) 指名停止要領に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。 (2) 県発注業務について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。 (3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
6 労働福祉の状況	(1) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。 (2) 労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重すること。

熊本県告示第333号

熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱の一部を改正する要綱

熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱(平成14年熊本県告示第124号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 条件付一般競争入札方式によった工事

第5条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 条件付一般競争入札

競争参加資格確認申請書を提出した者のうち、競争参加資格がないと認められた者で、競争参加資格がないと認めた理由に対して不服があるもの及びその他の手続に不服があるものは、選定部局の長に対して競争参加資格がないと認めた理由及び

その他の手続についての説明を求めることができる。

第6条第2号中「前条第3号」を「前条第4号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「前条第1号及び第2号」を「前条第2号及び第3号」に、「起算してから」を「起算して」に、「熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）」を「休日」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

（1）前条第1号に掲げる苦情にあっては、選定部局の長が競争参加資格の確認の通知を行った日の翌日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内

第9条第3号中「第5条第3号」を「第5条第4号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「第5条第2号」を「第5条第3号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「第5条第1号」を「第5条第2号」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

（1）条件付一般競争入札方式にあっては、入札説明書及び競争参加資格確認通知書に、第5条第1号に掲げる苦情申立てができる旨を教示する。

第10条第3号中「第5条第3号」を「第5条第4号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「第5条第2号」を「第5条第3号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「第5条第1号」を「第5条第2号」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

（1）第5条第1号に係る手続については、競争参加資格確認通知書に記載する。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

熊本県告示第334号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の7第1項の規定に基づき生活排水対策重点地域を指定したので、同条第4項の規定により公表する。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 海域を指定するもの

市 町 村 名	対象海域名	重点地域の範囲
玉名市	有明海（玉名市地先）	玉名市全域（ただし、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号の区域を除く。）
横島町	有明海（横島町地先）	横島町全域

2 河川を指定するもの

市 町 村 名	対象河川名	重点地域の範囲
玉名市	菊池川、境川、明辰川	玉名市全域（ただし、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号の区域を除く。）
横島町	唐人川、明辰川	横島町全域
天水町	唐人川、尾田川	天水町全域

熊本県告示第335号

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項

熊本県訓練手当支給要項（昭和62年熊本県告示第277号の2）の一部を次のように改正する。

第4条第2項本文を次のように改める。

2 基本手当の日額は、手当支給対象者の居住する地域を次の表の上欄に掲げる級地及び同表中欄に掲げる市町村の区域に区分し、当該区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。ただし、公共職業訓練を受けるために居所を変更した場合は、その級地区分による。

第4条に次の1項を加える。

3 手当支給対象者が公共職業訓練を受けるために県外に居所を変更した場合は、国の定める級地区分により市町村の区域に区分し、その級地区分に従って定められた次の表の額とする。

級 地	金 額
1級地	4,310円